

「五街道取締書物類寄下」

式拾之帳 (原文)

文政五年^午三月諏訪備前守問合

一、備前守知行三州宝飯郡白鳥村東海道往還並木松式拾本松虫夥敷付、枯木^ニ相成、往来之旅人怪我等も難^レ計候間、如何取計可^レ申哉、

「右挨拶」

松木式拾本枯木^ニ相成候上^ハ、伐片付、跡地苗木植付之儀^ハ、根付宜品相撰、成木^{いたし}候様可^ニ心付^一旨申渡、尤以来共風折・根返等之分^ハ是迄之通取計、右様立枯^ニ相成候^ハ、其都度々問合之上、取計可^レ有^レ之旨、及^ニ挨拶^一候事

「五街道取締書物類寄下」

式拾之帳 (読み下し…飯塚)

文政五年^{一八〇八^{うま}}三月諏訪備前守の問合せ

一、備前守が知行する三州^{三河国}宝飯郡白鳥村東海道往還^{おうかん}の並木の松二十本に、松虫^{おびただ}が夥しく付いて枯木になり、往来する旅人の怪我等も計り難く、いかが取り計らいを申す可きか。

「右挨拶」 (挨拶Ⅱ回答)

枯木になった松木二十本は伐つて片付けよ。根付きの良い苗木を撰んで跡地に植え付けよ。成木になるまで^{注意}心付け^ニするべき旨申し渡す。今後とも、風折れや根返り等の分はこれまで通り取り計らえ。右の様に立枯れた場合は、その度毎に問い合わせの上、取り計らい有るべき旨、回答に及ぶ事なり。